

有報提出会社は 決算公告不要に

制度調査部
横山 淳

会社法制現代化より - 13

【要約】

商法等を大幅に改正する会社法が2005年6月に可決・成立している。施行は来年5月が見込まれている。

会社法の下では、有価証券報告書の提出会社については、決算公告が不要となる。

また、株式会社の公告方法は定款の任意的記載事項となる。ただし、定款に公告方法の定めがない場合は、官報公告を公告方法とする、とされている。

はじめに

商法等を大幅に改正する「会社法」が、2005年6月29日に可決・成立した。その主要部分は、来年5月頃の施行が見込まれている。

「会社法」の制定に伴う現行の会社法制からの変更点は多岐に渡っているが、株式会社の行う「公告」についても、いくつかの改正が行われている。

「公告」とは、一般に、ある事項を文書等によって広く一般に知らせることを意味する。現行商法や新しい会社法においても、株主等の利害関係者による権利行使・異議申出・情報確認などの機会を確保するため、株式会社に対して、様々な事項¹について公告を通じた周知徹底を求めている。

本稿では、株式会社の「公告」に関連する会社法の主な改正事項を紹介する。

1. 有報提出会社は決算公告不要に

原則として、株式会社は、定時株主総会の終了後、遅滞なく、貸借対照表（大会社は貸借対照表及び損益計算書）を公告することが義務付けられている²（商法283、商法特例法16、会社法440）。これを「決算公告」と呼んでいる。

例外としては、貸借対照表等を一定の手続に従って、ウェブサイト上で公開して誰でもがアクセス可能な状態にする、いわゆる「貸借対照表等の電子開示」を行った場合には、決算公告が免除されることとなる（商法283、商法特例法16、会社法440）。

¹ 例えば、株式併合等における株券提出不能の手続（商216）、株式分割の手続（商219）などがある。

² 公告方法が官報又は日刊新聞紙である場合には、貸借対照表等の要旨を公告することで足りるとされている。

決算公告の基本的な枠組みについては、現行商法も新しい会社法も同じである。しかし、会社法では、有価証券報告書提出会社については、決算公告義務を免除する、としている（会社法 440 ）³。

有価証券報告書提出会社、即ち、証券取引法第 24 条第 1 項により有価証券報告書の提出義務が課されている会社とは、具体的には、次のような会社のことである。

上場有価証券の発行会社
 店頭売買有価証券の発行会社（現在、該当なし）
 募集・売出しにつき有価証券届出書等を提出した有価証券の発行会社
 過去 5 事業年度末のいずれかにおいて所有者が 500 名以上の株券等の発行会社（即ち、株主数 500 名以上の会社）

（注）ここでは、概要を理解するために、あくまで原則のみを示している。実際には、各種の特例・ガイドラインなどが設けられている点に留意されたい。

会社法が、有価証券報告書提出会社について、決算公告義務を免除することとしている理由は、次のように説明されている。

現行商法や新しい会社法が、株式会社に決算公告義務を課している趣旨は、会社債権者等の利害関係者の利益を保護するために、会社情報を開示させる点にある⁴。

ところが、有価証券報告書提出会社の場合、既に有価証券報告書を通じて、会社情報の開示が行われている。証券取引法上の有価証券報告書は、決算公告で要求される開示事項とは比較にならないくらい詳細な情報が開示されている。しかも、金融庁の運営する電子開示システム EDINET により、インターネットを通じて誰でも開示情報にアクセス可能となっている⁵。

こうした点を踏まえて、有価証券報告書提出会社については、広く利害関係者が会社情報を取得する手段が確保されている以上、「重ねて決算公告を義務づけておく必要はない」として、決算公告義務が免除されることとなったのである⁶。

なお、今回の会社法を巡る議論の中で、「決算公告」が問題となったのは、むしろ中小企業についてであった。現在、極めて多くの中小企業が決算公告義務を遵守していないという実態が指摘されている。その結果、「決算公告義務」は、事実上、最も違反者が多い（現行）商法の規定であるとも言われている。

³ 有価証券報告書提出会社の決算公告義務免除の適用時期については、会社法に明文の規定は設けられていない。原則論に従えば、会社法が予定通り 2006 年 5 月に施行されれば、3 月決算会社の定時株主総会が開催される同年 6 月時点では、既に会社法が施行されていることから決算公告義務免除規定の適用はある、と考えるのが妥当であろう。法務省民事局からのヒアリングでも、同趣旨の回答があった。このとき、整備法の定める計算関係の経過措置（整備法 99）との関係が問題となる。即ち、整備法は、会社法施行前に到来した決算期に関する計算書類等の作成、監査及び承認の方法は従前の例による、としているのである。しかし、整備法が定めているのは、あくまで「作成、監査及び承認の方法」であり、決算公告とは直接関係ないと思われる（法務省民事局の回答）。

⁴ 上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫「新版注釈会社法(8)」(有斐閣、1987年)pp.86-88など。

⁵ 金融庁の運営する電子開示システム EDINET の URL は <http://info.edinet.go.jp/EdiHtml/main.htm> である。なお、推奨環境（OS/ブラウザなど）以外では正常に閲覧できない場合もあるようだ。

⁶ 相澤哲（法務省大臣官房参事官）「一問一答 新・会社法」（商事法務、2005年）p.158。

会社法でも、有価証券報告書提出会社を除き、全ての「株式会社」に決算公告が義務付けられている⁷。ただ、現実的には、法の運用が急激に変更されるとは考えにくいと思われる

2 . 新株発行等の募集事項の公告 ~ 有価証券届出書提出の場合は公告免除

前記1 . と同様の趣旨の改正は、募集株式の発行等（具体的には、新株発行と自己株式処分のこと）についても行われている。

即ち、公開会社⁸が、募集株式の発行等を行うに当たって、払込期日（払込期間を定めた場合は、その初日）の2週間前までに証券取引法に基づく有価証券届出書等の届出を行っている場合には、募集事項の通知・公告は免除されることになる（会社法 201 ~ ）。

これも決算公告の免除と同様に、有価証券届出書等の提出がある場合には、募集事項の開示が実質的に確保されていることから、「会社法上の通知または公告と重ねて行う必要はない」と判断されたのである⁹。

3 . 公告方法は定款の任意的記載事項 ~ ただし、記載がなければ官報公告

現行商法は、株式会社はその公告の方法を定款に記載しなければならない（絶対的記載事項）と定めている（商法 166 九）。

これが会社法では、公告方法を「定款で定めることができる」としている（会社法 939 ）。言い換えると、公告方法を定款で定めるかどうかは、法律上はその会社の任意であるということになる（任意的記載事項）。

これは、現行法上の「有限会社」も、会社法では「株式会社」と位置づけられることに関連した改正であると説明されている。即ち、現行の有限会社法の下では、有限会社は、株式会社と比べて閉鎖性が強く、規模も小さいことから、定款で公告方法を定める義務はなかった。それが、会社法の下では、現行法上の「有限会社」も、会社法では「株式会社」と位置づけられて会社法の規定が適用されるため、調整が必要となったのである。

ただし、公告方法の定款記載が任意になったからといって、株式会社が勝手に公告方法を選択・変更することが認められる訳ではない。会社法は、同時に、公告方法について定款の定めのない会社は、官報公告を公告方法とする、と明文で定めているのである（会社法 939 ）。その意味では、既存の株式会社にとっては、実質的な影響はほとんどないと見ることもできるだろう。

なお、株式会社が採用できる公告方法は、次の3つとされている（会社法 939 ）。これは現行法と同じである¹⁰。

⁷ 原則として、従来、決算公告義務が課されていなかった現行の有限会社に相当するケースであっても、会社法の下では決算公告が義務付けられる。ただし、既存の有限会社で、会社法施行後も現行の有限会社法と同様のルールに従う特例の適用を受けるもの（特例有限会社）については、決算公告義務は課されない（整備法 28）。

⁸ 発行する株式の全部又は一部に譲渡制限が課されていない株式会社のこと（会社法 2 五）。

⁹ 相澤哲・豊田祐子「新会社法の解説(5) 株式(株式の併合等・単元株式数・募集株式の発行等・株券・雑則)」(『商事法務』No.1741) p.23。

¹⁰ 既存の株式会社の定款に記載されている公告方法に関する事項は、そのまま、新しい会社法に基づく定款の記載事

官報に掲載する方法

時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

電子公告

株式会社が採用する公告方法（定款に定めがないため、官報公告とされる場合を含む）については、登記が義務付けられている（会社法 911 二十八、二十九、三十）。これも基本的に現行法と同じである¹¹。

項とみなされることになっている（整備法 76 ）。

¹¹ 既存の株式会社が現行商法の規定に基づいて行った登記は、原則として、そのまま、新しい会社法の相当する規定に基づく登記事項とみなされることになっている（整備法 113 ）。